

# あかり便り

2019年7月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

北海道も夏らしくなってきました。

さて、7月は、社会保険算定基礎届、労働保険申告書、源泉所得税の納付（6か月ごと）など事務作業が集中しますので、お身体ご自愛ください。

それでは、今月のあかり便りをお届けします。



## ～ インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



## ～ 7月の税務カレンダー～

7/10

6月分源泉所得税の納付・住民税の特別徴収税額の納付  
(6か月ごとの納付の特例の場合も同じ)

7/16

所得税の予定納税額の減額申請

7/31

所得税の予定納税額の納付（第1期分）

5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税等・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞

11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税＞(半期分)



## ～ トピックス ～

### 《コラム》消費税改正に向けた次世代住宅ポイント制度とは？

#### 消費税率引上げに対するの政策

消費税率の引上げが行われると、引上げ前の駆け込み需要の後、需要は大きく低下します。この需要変動に対して、特に「内需の柱」と位置付けられている住宅関連投資の反動減を少しでも軽減させようと、消費税率 10%の際には住宅ローン控除等の既存制度に加えて、ポイント制度を新設しました。それが「次世代住宅ポイント制度」です。対象となる建物は 2019 年 10 月 1 日以降に引渡しを行うもので、ポイント申請受付は工事請負契約後から申請できるため、2019 年 6 月 3 日開始予定です。

#### 内容は、商品が貰えるポイント制度

次世代住宅ポイント制度は、住宅の新築・住宅のリフォームにおいて、エコ住宅や耐震住宅・バリアフリー住宅等、「省エネ・環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅・工事内容である場合、その内容に応じてポイントがもらえるものです。

新築の上限は 1 戸当たり 35 万ポイント、リフォームの場合は 30 万ポイントとなりますが、若者・子育て世帯がリフォームを行った場合は上限 45 万ポイント、既存住宅を購入し、リフォームを行う場合は、各リフォームのポイントを 2 倍カウントします。

貰ったポイントはカタログサイトから「省エネ・環境」、「防災」、「健康」、「家事負担」、「子育て」、「地域振興」のカテゴリに該当する商品と交換ができます。なお、現在交換商品を募っており、出品業者としては通信販売の実績等の制約はありますが、申請が通ればポイント事務局の商品一覧に掲載してくれるようです。該当するジャンルが幅広いので、該当する商品を取り扱っている企業も多いはずです。一度検討してみてもいいかもしれません。

#### ふるさと納税との兼ね合いも

ポイント商品の要件を見てみると「地域の振興」に資する商品については追加要件に「H31 年度のふるさと納税の返礼品として紹介されていること」とあります。ふるさと納税は今年 6 月からお礼の品に関して規制が入ります。ふるさと納税と併せて次世代住宅ポイントでも地場産品については利用可能としたことで、地方自治体への「アメとムチ」の「アメ」の部分として役割を持たせようとしたのでしょうか？